

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市東住吉区中野一丁目14番24号

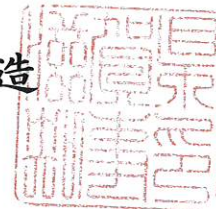
氏 名 柿本工業株式会社
代表取締役 松本順子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 5 年 11 月 8 日

許可の有効年月日 令和 10 年 11 月 4 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

汚泥／廃油（タールピッチ類を除く。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 10項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年 11 月 5 日 新規許可
平成 30 年 11 月 5 日 更新許可
平成 30 年 11 月 14 日 変更許可 (1項目の追加)
令和 5 年 11 月 5 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

令和 5 年 10 月 24 日付けで申請のありました産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 5 年(2023年) 1 1 月 8 日

滋賀県知事 三日月大造



1. 許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

2. 産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

汚泥／廃油（タールピッチ類を除く。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 10項目）

3. 許可期限または条件

許可期限は令和10年(2028年)11月 4日までとします。

教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

契

滋 廃 第 1 3 3 7 号
令和 5 年 (2023 年) 11 月 8 日

柿本工業株式会社
代表取締役 松本順子 様

滋賀県琵琶湖環境部長



産業廃棄物収集運搬業に係る留意事項について (通知)

令和 5 年 11 月 8 日付け滋賀県指令廃第 1 3 3 7 号により許可された産業廃棄物収集運搬業については、別紙留意事項を遵守し、適正な業務の運営をされるよう通知します。

産業廃棄物処理業に係る留意事項

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第14条第12項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集運搬および処分を行うこと。
2. 法第14条第16項の規定により、受託した産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。
ただし、令第6条の12に規定される再委託の基準に従って委託する場合はこの限りでない。
3. 法第12条の3第3項および第4項に基づき、産業廃棄物の運搬または処分を受託し、その処理を終了したときは、委託者から交付された産業廃棄物管理票に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第8条の22または第8条の24に規定する事項を記載し10日以内に関係者へ写しを送付するとともに、規則第8条の30または第8条の30の2に基づき管理票を5年間保存しなければならない。
ただし、産業廃棄物の管理に関し法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用する場合はこの限りでない。
4. 法第12条の5第3項に基づき、電子情報処理組織使用事業者から受託した産業廃棄物の運搬または処分について報告を求められた場合は、規則第8条の33に規定する事項を運搬または処分を終了した日から3日以内に情報処理センターへ電子情報処理組織を使用して報告しなければならない。
5. 法第14条第17項において準用する法第7条第15項および第16項に基づき、規則第10条の8に規定される事項を記載した帳簿を備え、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること。
6. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の項目および処分業にあつては処理の方法、収集運搬業にあつては積替えの有無）を変更しようとするときは、法第14条の2第1項の規定により変更許可を受けること。
ただし、変更の内容が事業の一部の廃止であるときはこの限りでない。
7. 規則第10条の10に規定される事項を変更するときまたは事業の一部を廃止したときは、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により変更届を提出すること。
8. 事業の全部を廃止したときは、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により廃止届を提出すること。
9. 法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イまたはチに係るものを除く。）または法第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号イもしくはチまたは法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定により欠格要件該当届を提出すること。
10. 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、または規則第10条の6の2に規定された事由が生じたときは、法第14条第13項に基づき、10日以内に委託者へ書面または電子ファイルにより通知すること。